

逗子市と葉山町のごみの共同処理方針について

平成28年7月29日付けにて締結した「鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化に関する覚書」の基本理念及び基本方針に基づくごみ処理の広域連携に向けた逗子市と葉山町の既存施設における共同処理の早期実施の取組みについて、次のとおり方針を確認する。なお、進捗の状況に応じて方針を見直す必要が生じたときは、その都度協議し、書面にて確認することとする。

1 逗子市の焼却施設における葉山町の可燃ごみの焼却処理について

平成29年7月から搬入を開始する。平成29年度中は試行期間とし、民法上の委託契約により実施する。試行期間においては、可燃ごみの運搬、搬入及び処理並びに処理量相当分の焼却灰の搬出等一連の処理過程における課題等の検証を行う。搬入量は、課題等検証の状況を踏まえつつ、平成30年度からの本格実施に向け、平成29年度内の早期に1月当たり400トンの搬入を目標とする。平成30年度からの本格実施については、地方自治法上の事務委託による全量処理を実施する方針とし、処理費負担の翌年度清算を前提に、事務委託の協議の議案について平成29年度内の議会への上程を図る。

2 葉山町のし尿処理施設における逗子市のし尿等の処理について

焼却処理とあわせて平成30年度からの地方自治法上の事務委託による全量処理の実施を図るため、平成29年度内の早期に処理費負担等を協議する。

3 容器包装プラスチック（逗子市）及び植木剪定枝（葉山町）の処理

平成29年度中に処理量の精査、ストックヤードを含む施設改良の方向性、処理費負担及び運搬・搬入計画等について協議し、共同処理の早期実施を目指す。並行して鎌倉市を含む2市1町での処理の連携策も検討協議する。

4 生ごみ処理施設（葉山町）及び破砕処理施設（逗子市）の整備

平成29年度内に整備の方針について協議、決定し、循環型社会形成推進地域計画を策定する。並行して鎌倉市を含む2市1町での連携策も検討協議する。

この方針の確認の証として、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成29年6月30日

逗子市環境都市部長

葉山町環境部長